

横須賀市みどりの基本計画
～生きもののめぐみを未来へつなぐ～
(案)

横須賀市

■ 基本的事項

本計画の基本的な事項及び基本的用語を以下のとおり定義します。

● 「みどり」について

本計画で取り扱う「みどり」は「樹木・草花などの植物」「樹林地・草地・水辺地・岩石地・農地などに類する土地が、単独もしくは一体となって良好な自然環境や自然的景観を形成しているオープンスペース」「公園・広場・街路樹・民有地の庭」「生物の生息・生育・繁殖地」など幅広いものを対象とします。

これまで通り、本計画の対象が「緑」から連想される「植物」や「緑地」などよりも幅広いことを受け、「緑」ではなく「みどり」と呼称することとします。

● 「生物多様性」について

本計画で取り扱う「生物多様性」は「生物多様性基本法」及び「生物の多様性に関する条約(Convention on Biological Diversity/CBD)（略称：生物多様性条約）」の定義と同義とします。

生物多様性基本法の定義 (第二条 定義)	様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること
生物多様性条約の定義 (第二条 用語)	すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む

● 本計画で用いる基本用語

保全・守る：みどりや生物多様性を、現状を踏まえて適切な状態に保つこと。

創 出：みどりを新たに生み出すこと、またその地域の生態系を人間の手でつくりだすこと。

再 生：損なわれたみどりや生物多様性を以前の状態や望ましい状態にして機能を取り戻すこと。

活用・活かす：みどりや生物多様性の機能を人々の生活等のために役立てること。

増進・向上：みどりや生物多様性がもつ機能を増やしたり、効果をより大きくしたりすること。

育てる・育む：みどりや生物を将来にわたり良好な状態となるよう働きかけること（維持・管理を含む）。

樹 林 地：樹木がまとまって存在する区域。このうち、斜面上の樹林地を「斜面緑地」とする。

生 き も の：動物、植物、菌類をはじめとした生命を持つもの

生 態 系：ある地域に生息・生育するすべての生物とそれらを取り巻く環境やつながり（捕食や共生など）を包括したもの

ネットワーク：防災機能や生物多様性の確保など、みどりが持つ機能システムの向上や連続性を持たせるためのみどりのつながり（みどりのネットワーク）。また、人々がみどりとみどりの間を移動するための遊歩道などの移動手段のつながり（人の移動のネットワーク）。

(市長メッセージなど)

- 目次 -

第1章 本計画の概要

1	計画の基本的な考え方	1
(1)	みどりの基本計画とは	1
(2)	生物多様性地域戦略とは	1
(3)	計画の位置づけ	2
(4)	目標年度	3
(5)	対象区域	3
2	「みどり」の基本的な考え方	4
(1)	みどりとは	4
(2)	生物多様性とは	5
(3)	みどりの機能と生態系サービス	6
3	近年のみどりと生物多様性に関する動向	9
(1)	みどりをめぐる動向	9
(2)	生物多様性をめぐる動向	11

第2章 横須賀市のみどりと生きものの現状

1	市の概要	13
(1)	市の成り立ち	13
(2)	人口	13
(3)	土地利用及び土地利用の方針	14
(4)	市民意識	16
2	地理的条件	17
(1)	気候	17
(2)	地形・地質	18
3	みどりの現状	19
(1)	横須賀市のみどり	19
(2)	樹林地	24
(3)	都市公園	25
(4)	農地・里山環境	27
(5)	水系及び流域等	28

4	生きものの現状	29
(1)	生物相	29
(2)	保護地区	37
5	関連計画	38
(1)	緑の基本方針	38
(2)	生物多様性国家戦略 2023-2030	39
(3)	かながわ生物多様性計画 2024-2030	39
(4)	YOKOSUKA VISION 2030（横須賀市基本構想・基本計画）	40
(5)	横須賀市都市計画マスタープラン	40
(6)	横須賀市環境基本計画 2030	41

第3章 目標と基本方針

1	基本理念	45
2	将来像	45
3	目標	50
(1)	量の個別目標	50
(2)	質の個別目標	51
4	基本方針	52

第4章 推進施策

1	推進施策について	59
(1)	施策の種類	59
(2)	重点施策の見方	61
2	施策の具体内容	62
基本方針1	：みどりの保全・創出と機能の向上	62
基本方針2	：魅力ある公園づくり	69
基本方針3	：生物多様性の保全と活用	73
基本方針4	：みどりの継承	78

第5章 ゾーン別計画

1	追浜・田浦・逸見ゾーン	85
2	東京湾沿岸ゾーン	89
3	浦賀・観音崎ゾーン	93
4	平作川流域ゾーン	97
5	武山・野比ゾーン	101
6	長井ゾーン	105
7	大楠山ゾーン	109

第6章 体制と進行管理

1	市民・NPO・事業者・行政の役割	115
(1)	市民の役割	115
(2)	NPOの役割	115
(3)	事業者の役割	115
(4)	行政の役割	115
2	計画の適切な進行管理	116

資料編

1	横須賀市のみどりに関する資料	117
(1)	みどりの分布状況	117
(2)	公園の整備状況	118
(3)	歴史的資産	120
(4)	保護地区等	121
(5)	横須賀市で見られる生きもの	122
2	みどりと生物多様性に関する市民認識アンケート調査結果の概要	123
3	本計画策定の経過	133
(1)	改定の経緯及び審議会開催経過	133
(2)	部会委員及び専門委員名簿	134
(3)	諮問	135
(4)	答申	136
4	みどりの基本条例	137
5	用語解説	138

1 計画の基本的な考え方

(1) みどりの基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第3条の2第1項の規定に基づき定められる「緑の基本方針」及び「緑の基本方針」を基に都道府県が定める「緑の広域計画」と整合を図り、策定されるものになります。

「横須賀すみどりの基本計画」（以下、「すみどりの基本計画」、「本計画」という）は、都市緑地法第4条及び横須賀すみどりの基本条例第9条に基づき、市が策定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画のことで、平成9年（1997年）に策定されて以降、複数回の改定を経て現行の計画に至ります。

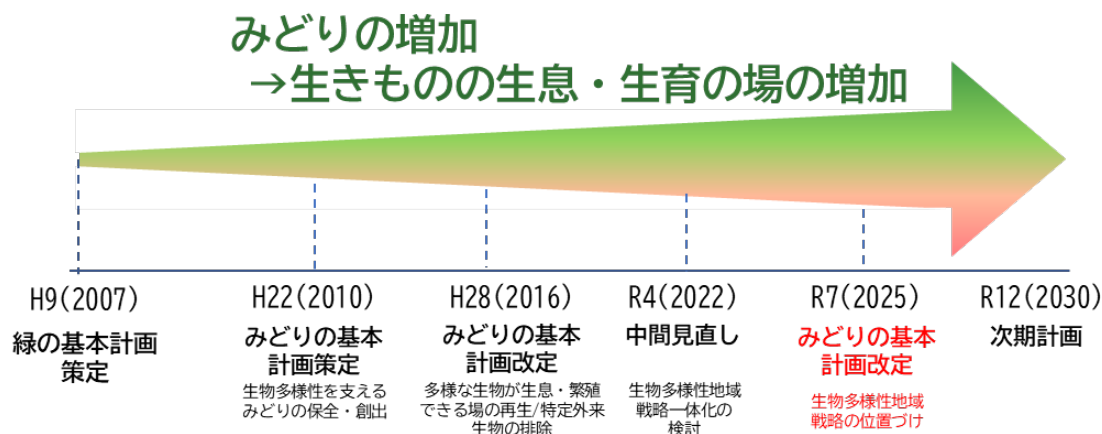
本計画では、市内のすみどりを対象に、それらを保全、創出するための「基本理念」や「すみどりの将来像」などの目標を定め、それを実現していくための施策展開を示しています。これにより「すみどりの保全」「緑化の推進」「都市公園の整備」等の施策を総合的に進めていくことができ、効果的、効率的に都市のすみどりを保全、創出することができます。

(2) 生物多様性地域戦略とは

生物多様性地域戦略は、生物多様性基本法第13条に基づき地方公共団体が策定する生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画です。生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進するために国が策定した国家戦略を基本にして、各地域の自然的、社会的条件に応じた生物多様性に関わる課題に対して、よりきめ細かな取組みを進めるための計画です。

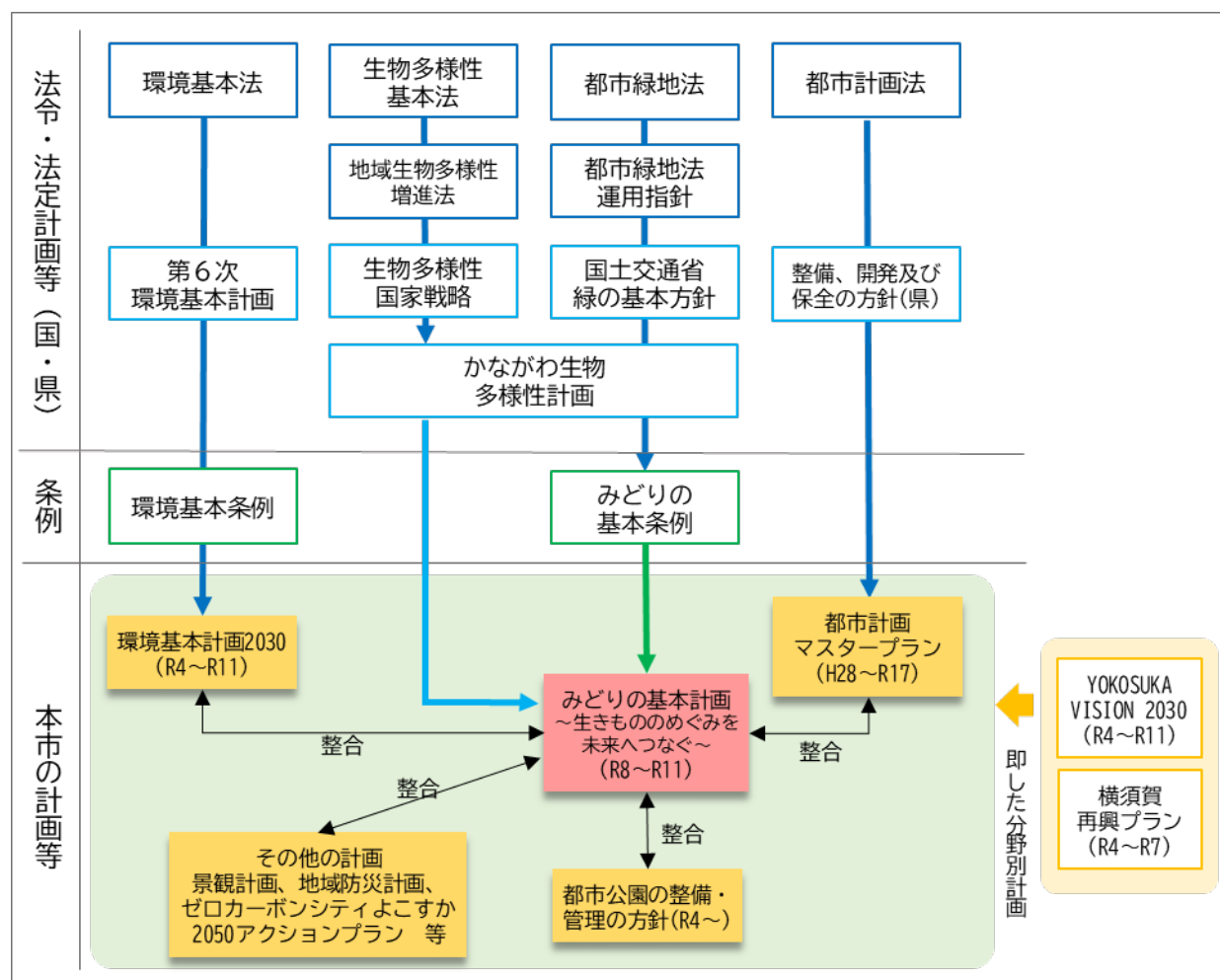
環境省が策定した「生物多様性地域戦略の手引き（令和5年度改定版）」では、生物多様性地域戦略の記載内容は他の計画と重複することもあるため、他計画の中で生物多様性に関するテーマを扱っている部分を地域戦略とみなすことも可能であるとしています。

本市では、これまでのすみどりの基本計画において、すみどりの保全や緑化の推進とともに生物多様性の確保に関する取組みを進めてきました。こうした生物多様性の確保に向けた取組みを強化及び推進し、また新たな取組みも加えることで、本計画を生物多様性地域戦略としても位置づけます。



(3) 計画の位置づけ

本計画は「横須賀市みどりの基本計画（平成9年策定、平成28年改定）」の改定計画であるとともに、本市の「総合計画」に即した分野別計画です。また、「横須賀市環境基本計画」や「横須賀市都市計画マスタープラン」、神奈川県が策定した「かながわ生物多様性計画」等との整合を図っています。



本計画の位置づけ

(4) 目標年度

本計画の目標年度は横須賀市総合計画の目標年度に合わせて令和11年度（2029年度）までの4年間とし、令和12年度（2030年度）に横須賀市総合計画の新規計画に即した新たな計画へ改定する予定です。

計画の名称	年度															
	H28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
みどりの基本計画	前計画						中間見直し									
みどりの基本計画 ～生きもののめぐみを未来へつなぐ～											本計画 (R8～R11)			次期計画		
総合計画 YOKOSUKA VISION 2030	前計画						現行計画 (R4～R11)					次期計画				

本計画の目標年度

(5) 対象区域

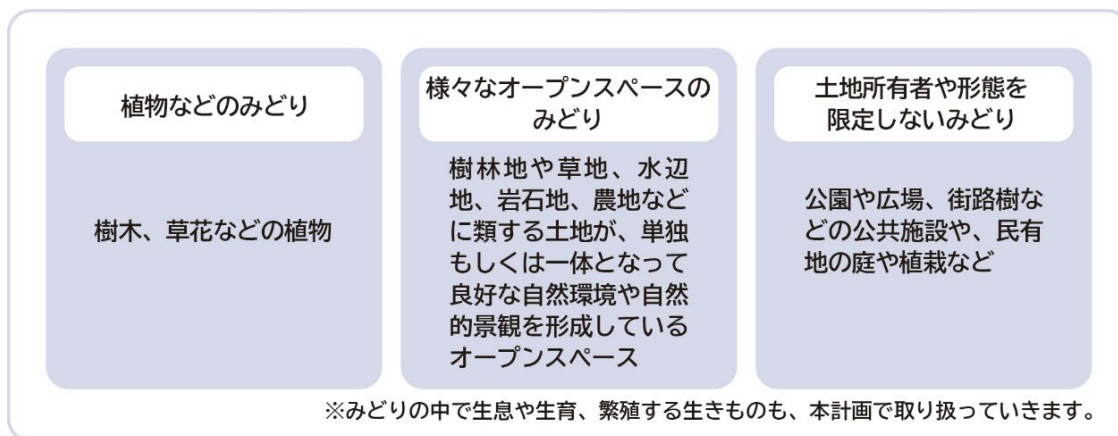
本市のみどりの保全や緑化の推進、生物多様性に関する取組み等を効率的かつ計画的に進めるため、横須賀市全域を本計画の対象とします。

2 「みどり」の基本的な考え方

(1) みどりとは

本計画で対象とする「みどり」は、「植物」だけでなく「様々なオープンスペース」「土地所有者を限定しないみどり」など、幅広いものを対象とします。

これらの「みどり」を保全、創出し、より良い状態にしていくことで、生物多様性の確保にも寄与すると考えます。



対象とするみどり



対象とするみどりの具体例

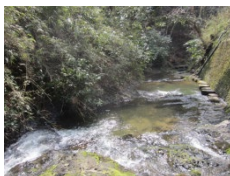
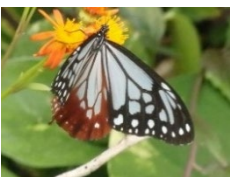
(2) 生物多様性とは

生物多様性条約では、生物多様性には「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」という3つのレベルの多様性があるとしています。生態系、種、遺伝子には、それぞれに様々な種類、差異が存在しており、またそれらは複雑に関わり合っています。生物多様性とは、こうした生きものの豊かな個性とつながりのことを指します。

生物多様性は人間活動などによって劣化や消失が続いており、生物多様性国家戦略 2023-2030 で「4つの危機」として整理されています。

本市では、平成25年度（2013年度）から耕作放棄地となった田んぼを再生し、周辺の樹林地を管理することで里山の環境保全、活用事業を実施してきました。本事業により、みどりが創出され、里山の生きものが復活し、生物多様性の保全が実現しました。本市では主に、生きものが生息する場を作る取り組み、すなわち生態系の多様性の保全を行っています。種の多様性も実現しています。また場を作る際には、遺伝子の多様性にも配慮し、外来生物の防除を行い、他の場から生きものを移入しないようにしています。

3つのレベルの多様性の例

【生態系の多様性】 森林や里山、河川、海といった多様な環境のまとまり（自然）が存在することを指します。			
	森林	里山	河川
【種の多様性】 生態系を構成する種について、動植物から菌類、バクテリアに至るまで様々な生きものが育まれることを指します。			
	鳥類（ルリビタキ）	昆虫（アサギマダラ）	植物（イソギク）
【遺伝子の多様性】 同じ種であっても地域ごとに見られる個体の形や模様、生態が異なるなど、遺伝子のレベルで多様な違いがあることを指します。			
	他の種との交雑により数が少なくなったミナミメダカ	関東と関西で発光間隔が異なるゲンジボタル	

第1の危機

開発など人間活動による危機

- ・森林伐採や農地転用、河川や海域における水面の埋立てによる生態系の破壊
- ・動植物の乱獲や盗掘による種・個体数の減少・絶滅

第2の危機

自然に対する働きかけの縮小による危機

- ・里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下
- ・林業生産活動の低迷による森林の荒廃
- ・シカやイノシシ等偏った種の増加による、生態系への影響

第3の危機

人間により持ち込まれたものによる危機

- ・外来種による在来種の捕食、在来種との生息場所等の競合、交雑による遺伝的なかく乱
- ・動植物への毒性をもつ化学物質による生態系への影響

第4の危機

地球環境の変化による危機

地球温暖化進行による高山帯の縮小や海面温度上昇とそれに伴う動植物の絶滅のリスクの増加

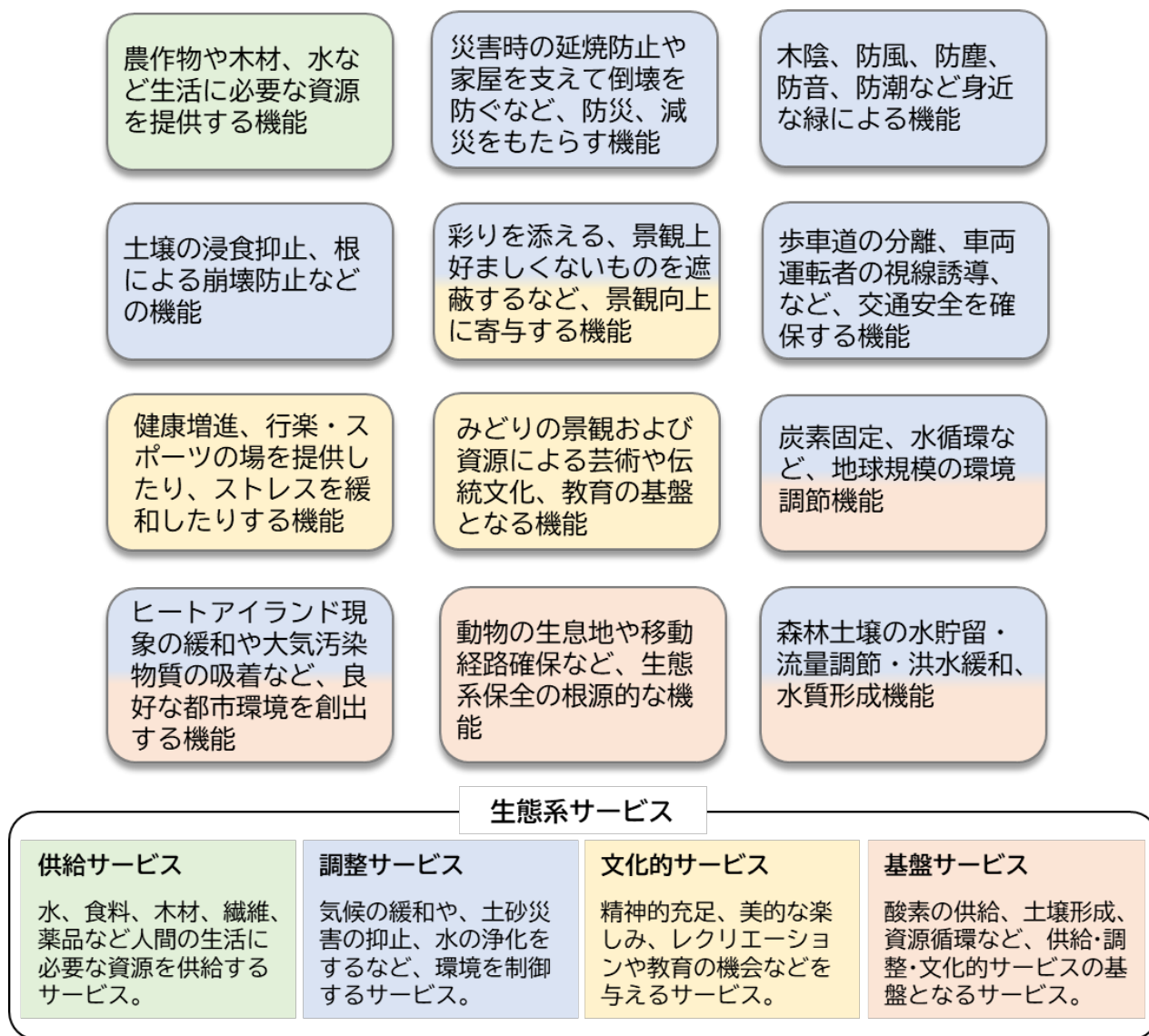
生物多様性損失の4つの危機

(3) みどりの機能と生態系サービス

みどりには様々な機能があり、これらの機能がより効果的に発揮されていくことが求められます。また、生物多様性から得られるめぐみを「生態系サービス」と呼び、それらは、「供給サービス」「調整サービス」「文化的サービス」「基盤サービス」の4つに分類されます。

これらのみどりの機能や生態系サービスは自然のめぐみとして我々の生活と密接に関係しており、安全、安心で快適な生活を過ごすために重要な役割を担っています。

みどりの機能と生態系サービスは重複している部分が多く、以下の図に示すように関連しています。



みどりの機能と生態系サービスの関連



生物多様性保全機能



健康増進機能(久里浜1丁目公園)



延焼防止機能

出典：公益財団法人地球環境戦略研究機関
国際生態学センター、消防庁消防研究センター



景観形成機能(よこすか海岸通りの街路樹)

コラム COLUMN

バイオミメティクス（バイオミミクリー）

生態系の供給サービスの中には、生きものの構造や生態に着想を得て新しい技術の開発やものづくりに活かすことも含まれます。これをバイオミメティクス（生物模倣）といいます。例えば、カワセミのくちばしをヒントに空気抵抗の少ない新幹線の車両が設計されたり、蚊の口吻をヒントに痛くない注射針が開発されたりしています。

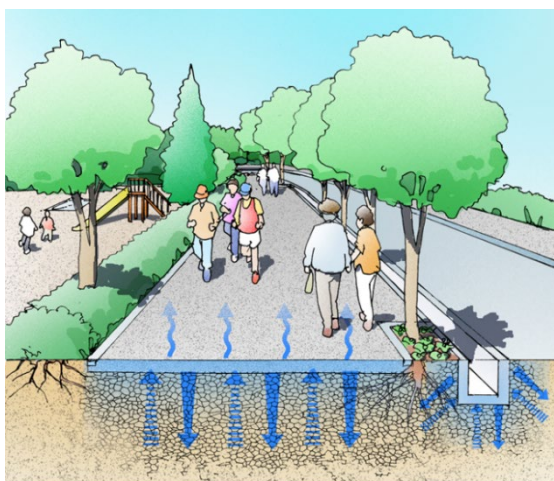
このように、工学、材料科学、医学など様々な分野でバイオミメティクスが取り入れられています。



○グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード、ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土や都市、地域づくりを進めていくことをグリーンインフラストラクチャ（以下、グリーンインフラ）と言います。

グリーンインフラの特徴と意義として、施設や空間そのものが多様な機能を有することを示す「機能の多様性」、地域住民との協働や民間企業との連携により、多様な主体が維持管理等に関与することを示す「多様な主体の参画」、自然環境の変化などにより新たな機能を発揮することを示す「時間の経過とともにその機能を発揮する（「成長する」または「育てる」インフラ）」といった3つの点が挙げられます（グリーンインフラ推進戦略の概要（令和元年7月）/国土交通省より抜粋）。



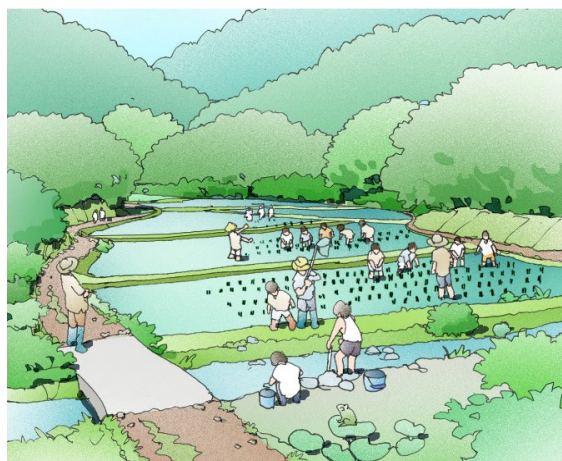
雨水の浸透による減災、気温上昇の抑制



樹林地の維持管理による防災、減災、
防風などの森林機能の向上



自然の中での運動及び憩いの場の提供に
よる健康の増進やストレスの緩和



里山環境の保全、活用による生物多様性の
確保や雨水貯留機能の向上

グリーンインフラの例

3 近年のみどりと生物多様性に関する動向

(1) みどりをめぐる動向

昭和49年(1974年)に自然環境保全法の附則を踏まえた都市緑地法(当時は都市緑地保全法)が制定されて以降、日本では環境問題への考え方や社会情勢の変化による改正がなされながらも、都市における緑地の保全や緑化の推進等、良好な都市環境の確保が図られてきました。

前計画が改定された平成28年(2016年)以降も、都市緑地法が2回にわたって改正されました。平成29年(2017年)の改正では都市公園の再生、活性化や、都市農地の保全、活用に関わる新たな制度が創設されました。その後、令和6年(2024年)には緑地が持つ多様な機能を向上させて活かすことで、社会問題解決や快適環境形成を目標とした「緑地の機能維持増進」を図る改正がなされました。また、都市公園法も平成29年(2017年)に改正され、企業等が創出するオープンスペースやPark-PFIなど、企業等と行政との連携を促進する仕組みが創設されました。また、まちづくりGX(緑地の保全及び緑化の推進)を推進していくものとし、気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度(Well-being)の向上等の課題解決に向けて、都市において緑地の質、量両面での確保等を推し進めるとしております。

一方で、地球温暖化やヒートアイランド現象は近年も緩和されることなく悪化し続けていること、人口減少や少子化が拡大していることから、様々な課題が生じています。こうした課題を含めた様々な国際社会問題解決のため、平成27年(2015年)に国連サミットで持続可能な開発目標「SDGs」が採択されました。本計画でも令和4年(2022年)の中間見直し以降、気候変動対策や陸上資源の保全、持続可能なまちづくり等の目標を各施策に設定しています。

コラム COLUMN

気候変動と施策

近年、気候変動や地球温暖化が要因となり、世界でも極端な高温や豪雨など、極端な気象現象が顕著となっています。国内においても短時間強雨や大雨日数が増加し、100年間で日本の年平均気温も約1.1℃上昇しています。このような状況に対して、COP21のパリ協定を契機として国際機関や国、本市では下記のような施策を行っています。

各機関における気候変動に関する主な施策

主体、名称	年次	内容
国際機関 (COP26) グラスゴー気候合意	令和3年 (2021年)	「2050年にはネットゼロにすること」の必要性を明示。 ネットゼロ：温室効果ガスの排出量を減らす、あるいは吸収する何らかの手段によって相殺して排出量を実質ゼロにすること。カーボンニュートラルと同義。
日本 地球温暖化対策計画	令和3年 (2021年)	令和12年度(2030年度)において、温室効果ガスの46%削減(2013年度比)を目指すこと、さらに50%まで削減することを目標として示した。
横須賀市 ゼロカーボンシティ よこすか2050 アクションプラン	令和4年 (2022年)	国の削減方針と同様に脱炭素社会を目指し「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」を長期目標として示した。 みどりと特に関わりがある施策は「みどりの保全と創出【吸収源対策】」、「ヒートアイランド対策の推進」、「気候変動適応策の推進」の3つがある。

※施策は令和6年度末時点

平成 27 年（2015 年）の国連サミットにて、持続可能な開発のために必要不可欠な向こう 15 年間の新たな行動計画として「2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、略称：SDGs）として、17 のゴールと 169 のターゲットが示されました。平成 28 年（2016 年）には SDGs の概念を示す構造モデルとして、「ウェディングケーキモデル」が提唱されました。このモデルでは「生物圏（自然資本・環境）」、「社会圏」、「経済圏」の 3 層からなり、人間の経済・社会活動は生物圏（自然資本・環境）を基盤として成り立っているとされています。

令和 6 年（2024 年）に閣議決定された第六次環境基本計画においても「近年の環境危機の顕在化は、いわゆる SDGs のウェディングケーキの図に象徴されるように、経済社会活動が、自然資本（環境）の基盤の上に成立し、自然資本の毀損が経済社会活動に悪影響を及ぼすとの認識を世界的に定着させつつある。」と明記され、生物圏（自然資本・環境）の重要性が世界的に定着しつつあることが示されました。



出典：Azote for Stockholm Resilience Centre, Stockholm University CC BY-ND 3.0 に一部加筆

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- | | |
|--------------------|---------------|
| 1：貧困 | 10：不平等 |
| 2：飢餓 | 11：持続可能な都市 |
| 3：保健 | 12：持続可能な消費と生産 |
| 4：教育 | 13：気候変動 |
| 5：ジェンダー | 14：海洋資源 |
| 6：水・衛生 | 15：陸上資源 |
| 7：エネルギー | 16：平和 |
| 8：経済成長と雇用 | 17：実施手段 |
| 9：インフラ、産業化、イノベーション | |

(2) 生物多様性をめぐる動向

生物多様性は、平成4年(1992年)に開催された地球サミットにて、「生物多様性の保全」「生物の多様性の持続可能な利用」「遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ公平な配分」の3つの目的を定めた生物多様性条約が採択されたことから、その言葉が強く認識されました。日本では、生物多様性の保全と持続可能な利用により、そのめぐみを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的に、平成20年(2008年)に生物多様性基本法が制定されました。

平成22年(2010年)には、愛知県で生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開催され、令和2年(2020年)までに生物多様性の損失を止めるために愛知目標として20の個別目標が決まりました。しかし、その後も生物多様性は失われ続け、生物多様性条約事務局は、愛知目標の期限である令和2年(2020年)に、20の個別目標のうち完全に達成できたものはないと評価しました。

こうした状況を踏まえ、令和4年(2022年)の生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において、「昆明-モントリオール生物多様性枠組」が採択され、この枠組で2030年までに「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること。」という「ネイチャーポジティブ」が掲げられました。同枠組みでは、この目標を達成するため、2030年までに陸域、内陸水域、沿岸域及び海域の面積のうち、少なくとも30%を効果的に保全する「30by30(サーティバイサーティ)」目標も設定され、自然環境保全の機運が急速に高まっています。また、近年では、自然の機能を活用して様々な社会問題を解決していくNbS(Nature-based Solutions)という考え方が注目され、自然環境の保全と活用の機運がより高まる一因となっています。

日本でも環境省が令和5年(2023年)にこれまでの生物多様性国家戦略を改定した「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定し、30by30目標の達成やネイチャーポジティブの実現に向けた基本戦略を定めています。また、同年に法的な保護区域ではないものの、生物多様性が効果的に保全されている地域「OECM」の設定に向けた検討を契機に、自然共生サイトの運用を開始し、令和6年(2024年)には自然共生サイトの取組みを法制化した「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(地域生物多様性増進法)」が成立しました。

コラム COLUMN

生物多様性のために私たちができることは

「生物多様性の保全」という言葉は難しく感じるかもしれませんが、私たちの身近な行動の中に、生物多様性の保全につながるものはたくさんあります。ここに書かれているものはその一例です。みんなで行動すれば、大きな効果が期待できます。できることから始めてみませんか？

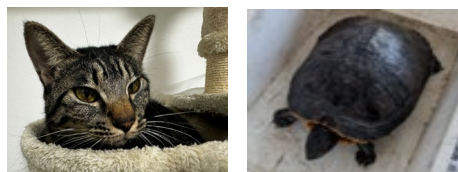
1. 公園・動物園・植物園などを訪ね、自然や生きものにふれましょう。

生物多様性の豊かさが実感できます。また、生きものに触れることが癒しにつながり、自然環境についての関心が高まります。



2. ペットを最後まで育てましょう。

生きものの住処やエサなどのくらしを守ることができます。



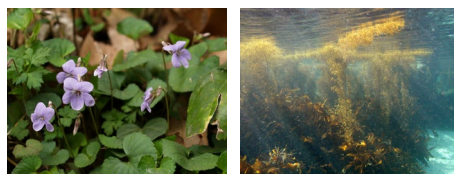
3. 野生の生きものとは適切な距離を保ちましょう（餌をあげない、捕らない、SNS等で拡散しない）

絶滅危惧種をはじめとする在来生物を守ることができます。



4. 省エネルギーなど地球温暖化防止対策に取り組みましょう

生きものの生息・生育環境を保全することにつながります。



5. 地元で採れたもの・旬のものを食べましょう。そして、食べ残しを減らしましょう。

省エネルギーにつながるとともに、限りある資源を有効に利用することで、自然環境や生物を守ることができます。



6. エコマークなどが付いた環境に優しい商品を選んで買いましょう。

生物多様性に配慮して作られた商品を買うことで、社会全体が生物多様性の保全に関心を持つことができます。



1 市の概要

(1) 市の成り立ち

本市は神奈川県東部、三浦半島の中央にある面積約 100km² の都市です。東京湾の入り口に位置することから、江戸時代には奉行所が置かれる等、国防や交通の重要な拠点とされてきました。

江戸時代末期に米国からペリーが横須賀市の浦賀沖に来航したことをきっかけに開国して以降、明治時代には鎮守府が設置される等、軍港都市として栄えてきました。第二次世界大戦の終戦に伴い軍港都市としての役目を終えてからは、「旧軍港都市転換法」に基づき、平和産業都市へと転換していきます。旧軍用財産は公園等に転用され、公共施設として現在も活用され続けています。また、旧軍用財産のなかには、一般の立ち入りが制限されていたことから、手つかずの自然が残されている場所も多くあります。

(2) 人口

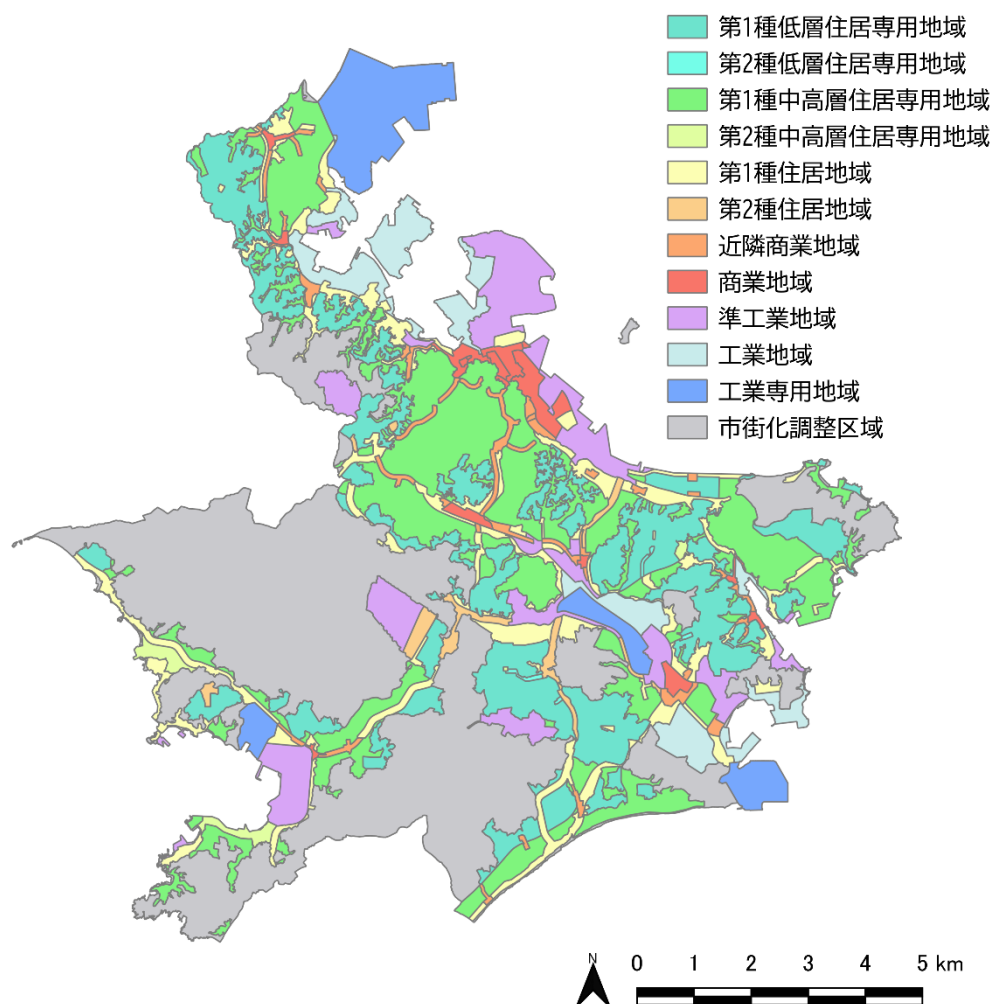
横須賀市の人口は減少傾向にあり、令和7年3月1日現在の人口は 369,005 人です。今後も人口減少が予想され、また少子高齢化が加速することが予想されます。



人口推移と将来推計（YOKOSUKA VISION 2030 より）

(3) 土地利用及び土地利用の方針

本市の面積約 100km²のうち、都市的な土地利用を図る市街化区域が約 66%、市街化を抑制するために指定される市街化調整区域が約 34%となっています。

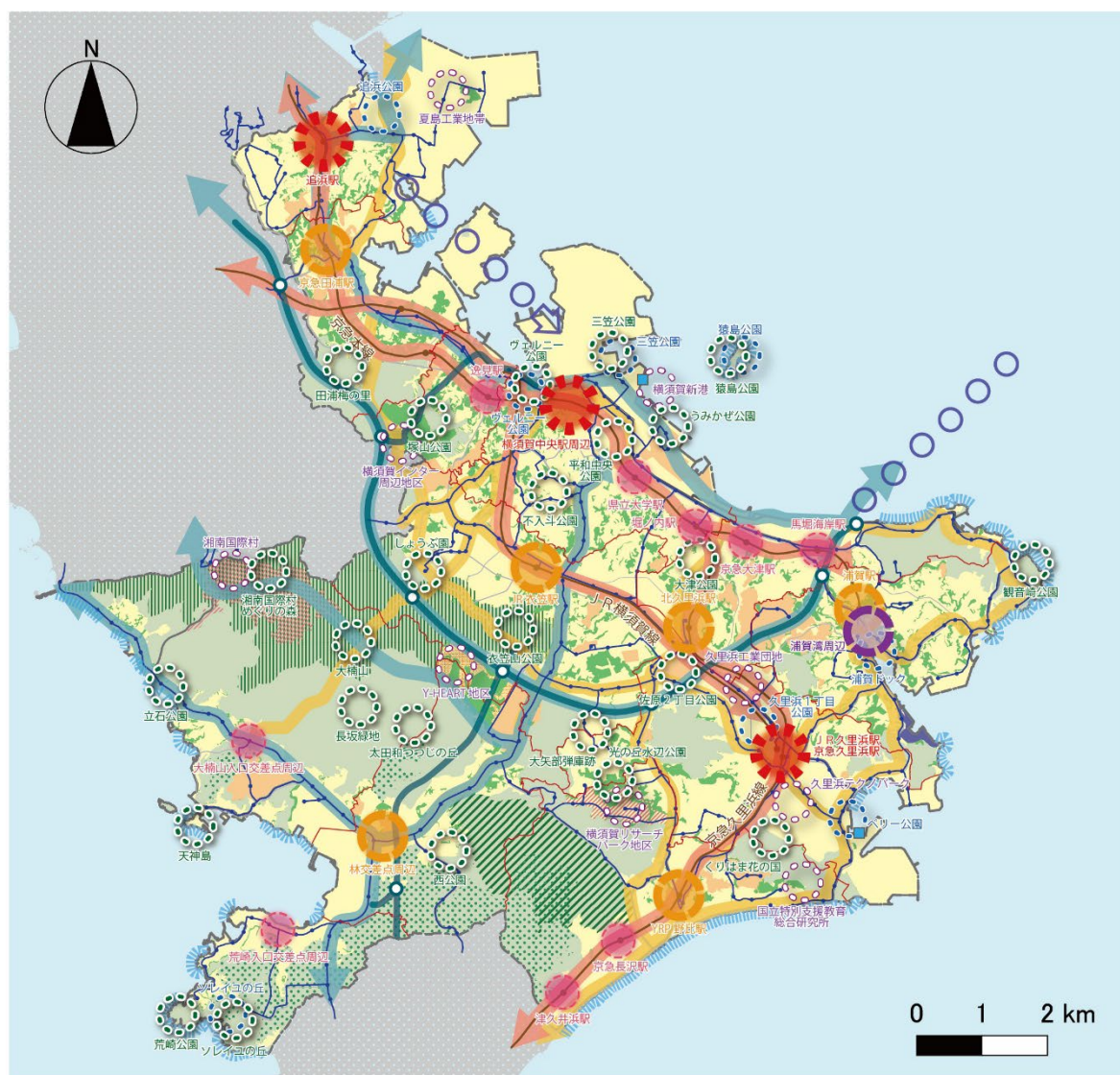


用途地域の現況

「横須賀市都市計画マスタープラン（2025～2035）」では「拠点ネットワーク型都市づくり」を目指し、みどりは自然との交流拠点や都市の景観を構成する大きな要素と示されています。

また、みどりが各拠点に隣接して位置することから地域拠点や魅力活用、創造拠点と連携して、みどりの機能を発揮していくことが求められています。

拠点ネットワーク型都市づくりとは、市街地の集約化に向けて、地域特性を考慮しながら、適正に都市機能を集積し、各々の地域特性を活かした、より暮らしやすい都市環境を形成していくものです。



凡例

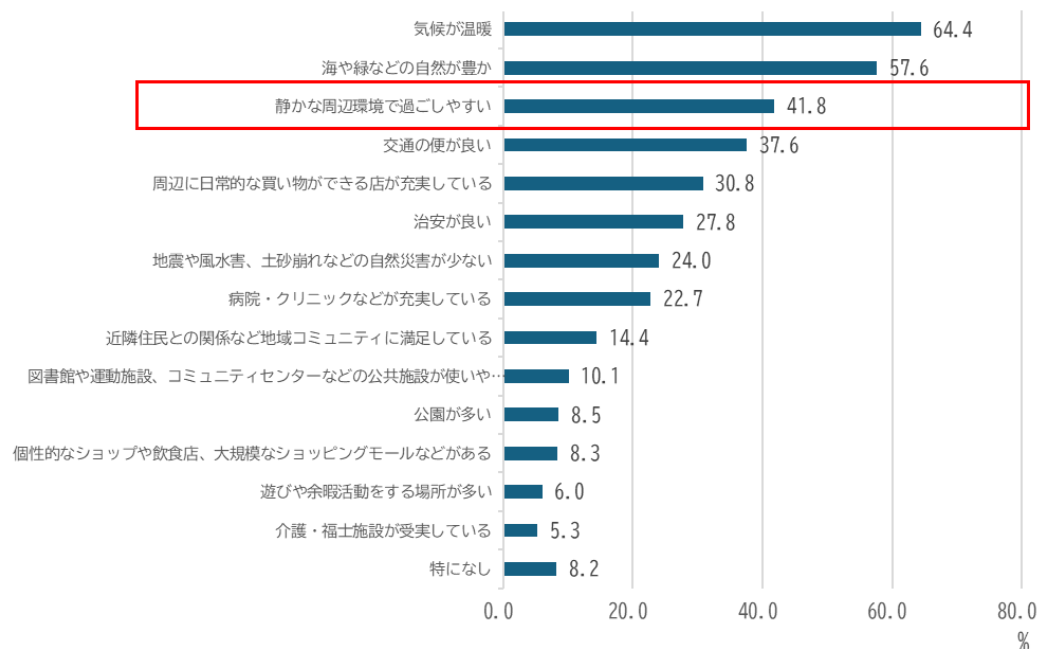
- | | | | |
|--|---|---|---|
| <p><境界・交通等></p> <ul style="list-style-type: none"> 行政界 市街化調整区域 生活圏（12地区） 近隣市町 海 高速道路・インターチェンジ 国道 県道 市道 鉄道路線・駅 バス路線・バス停留所 フェリー乗り場 | <p><拠点></p> <ul style="list-style-type: none"> 都市拠点 魅力活用・創造拠点 地域拠点 地区の生活拠点 自然との交流拠点 研究開発・産業・文化等の交流拠点 歴史・観光等の交流拠点 | <p><軸></p> <ul style="list-style-type: none"> 基幹的な公共交通軸（鉄道） 主軸・縦軸幹線道路 横軸幹線道路 新たな交通軸（構想道路） | <p><ゾーン></p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化ゾーン（市街化区域） 計画的なまちづくりゾーン（臨港地区：見直し） 計画的なまちづくりゾーン（地区計画：整備済み） 計画的なまちづくりゾーン（地区計画：未着手） 計画的なまちづくりゾーン（地区計画：変更予定） 海辺の交流ゾーン（自然海岸・半自然海岸） 農業環境保全・活用ゾーン（農業振興地域） 緑地保全・活用ゾーン（首都圏近郊緑地保全地区・風致地区） 谷戸ゾーン（斜面緑地） |
|--|---|---|---|

将来都市構造図

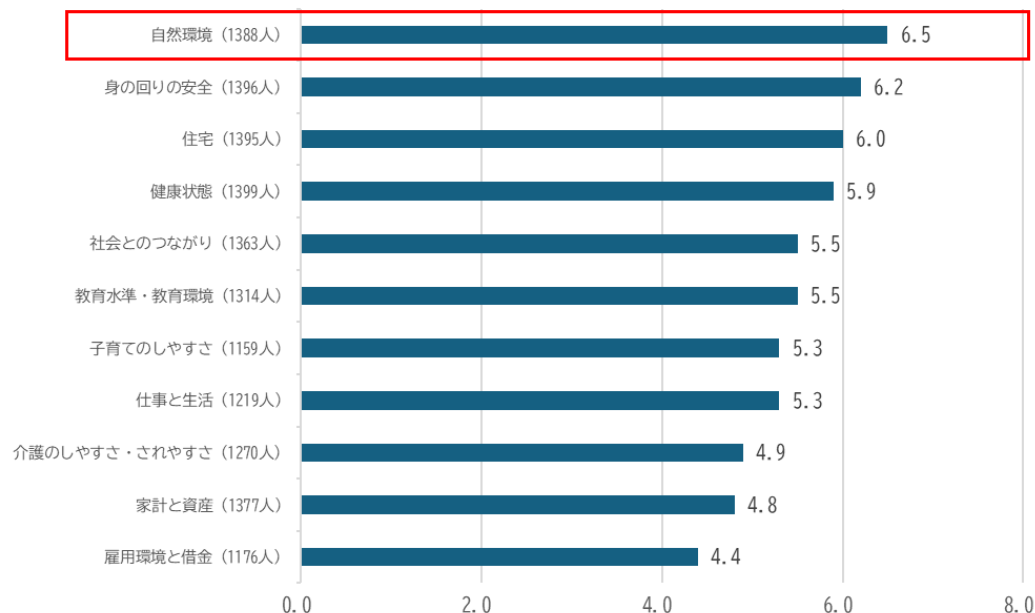
(4) 市民意識

本市に住み続けると選択した市民のうち、約 58%が「海や緑などの自然が豊か」であることを理由に選んでいます。また、生活における様々な分野のうち、自然環境分野の満足度が最も高くなっています。

問 横須賀市に「住み続ける」「たぶん住み続ける」を選んだ理由としてあてはまるものを選んでください。



問 あなたは、以下の、生活に関するさまざまな分野における満足の度合いについて、「非常に満足している」を10点、「まったく満足していない」を0点とすると、何点くらいになると思いますか。

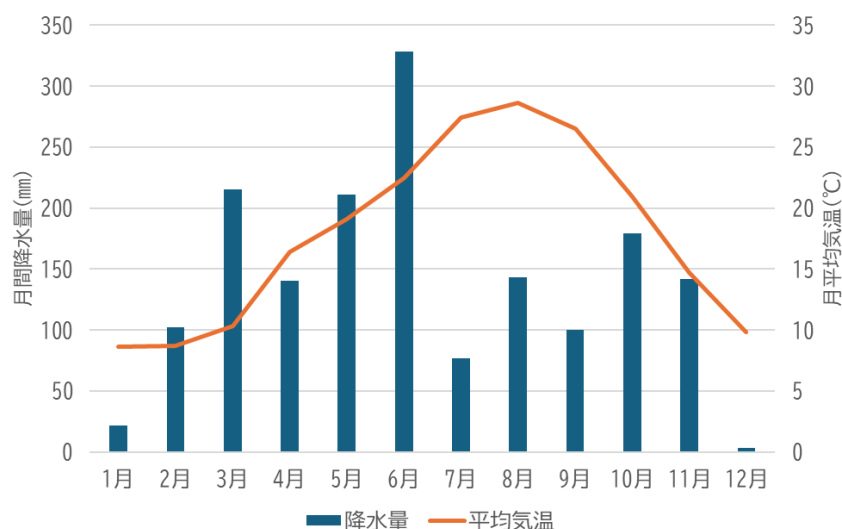


令和4年度横須賀市民アンケート報告書より

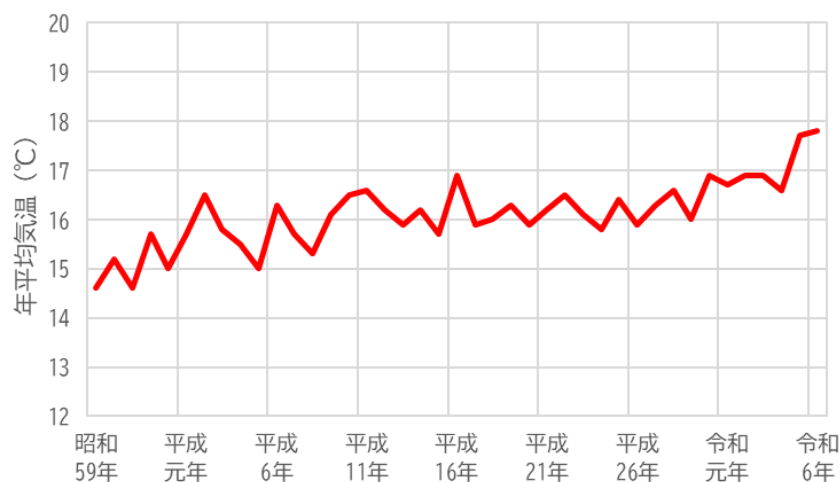
2 地理的条件

(1) 気候

令和6年（2024年）の年平均気温は17.7℃、月平均気温の最高気温と最低気温の差は7.5℃で、海洋の影響により寒暖の差が小さくなっていると考えられます。降水量は3月～6月にかけて比較的多く、典型的な東日本太平洋岸の特徴を示しています。年平均気温は過去30年で徐々に上昇しており、地球温暖化の進行やヒートアイランド現象が主な要因と考えられます。



令和6年の降水量と日平均気温の変遷（出典：神奈川県三浦のアメダスより作成）



年平均気温の変遷（出典：神奈川県三浦のアメダスより作成）

(2) 地形・地質

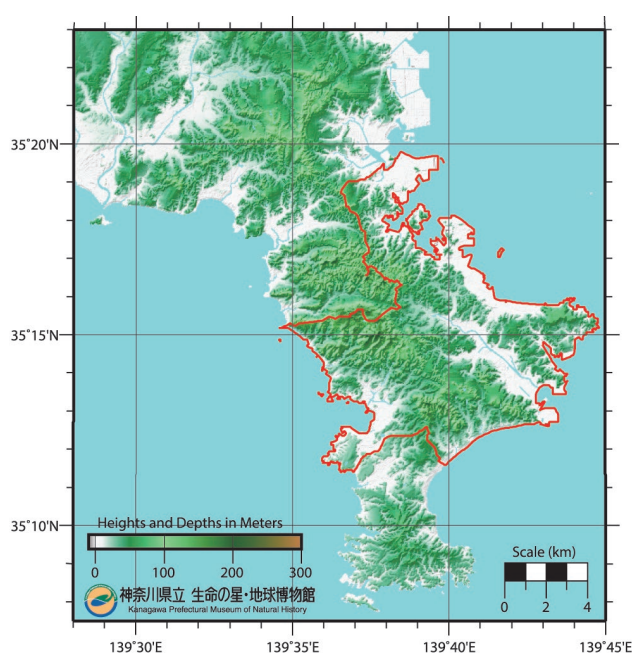
本市は、田浦から大楠山、衣笠山、武山及び野比にかけて市域中央部に連なるみどり豊かな丘陵と、台地、低地に分けられ、これらの地形が生み出す自然環境は本市の大きな魅力となっています。

丘陵地は、小さな河川による侵食が進んでおり、複雑に入り組んだ谷戸地形をつくっています。平坦な台地は小原台周辺に見られ、海底だった時代に波の力によって岩盤が平坦に侵食されたのち、地震による土地の隆起と氷河の発達、後退による海面の変動により陸地になった海成段丘です。丘陵地、台地を刻む谷沿いには低地ができますが、本市に大きな河川がないため沖積低地は広くありません。

また、三浦半島の沿岸は、幅 10km 以内の大陸棚（水深 100～120m）が続き、その先の急傾斜をなす陸棚斜面は相模湾で水深 1,400～2,000m に達しています。

本市の大地は、その大部分が新生代（1800 万年前以降）に、深海で形成されました。荒崎等では、フィリピン海プレートのはたらきの影響を受け、変形した地層を見ることができます。

活断層は、市内に北から衣笠・北武・武山断層の 3 つが西北西 - 東南東方向に通っており、三浦半島の北側に位置することから北断層群と呼ばれています。北断層群は数百年以内に活動し、地震が起きる可能性があるとされています。



三浦半島高度別段彩図

作図：神奈川県立生命の星・地球博物館
(新井田 秀一氏)



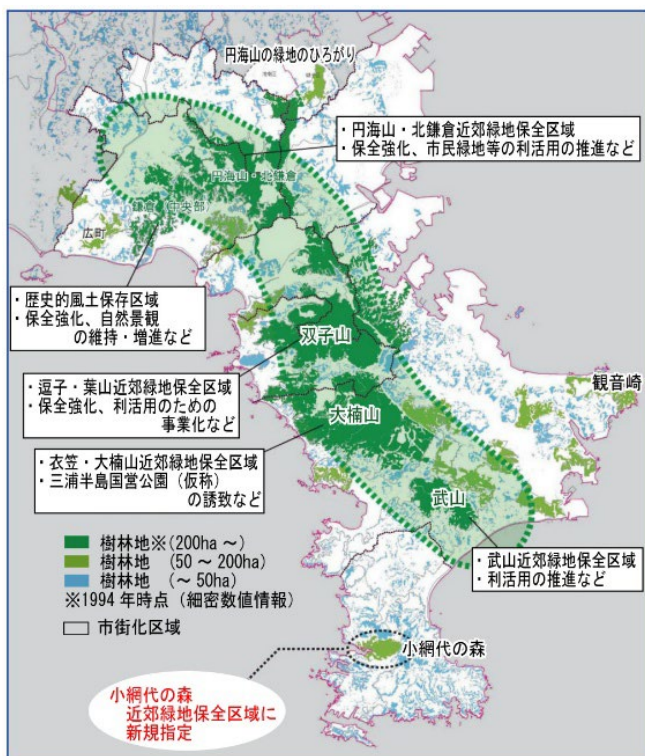
活断層の分布

出典：新横須賀市史 通史編（横須賀市）

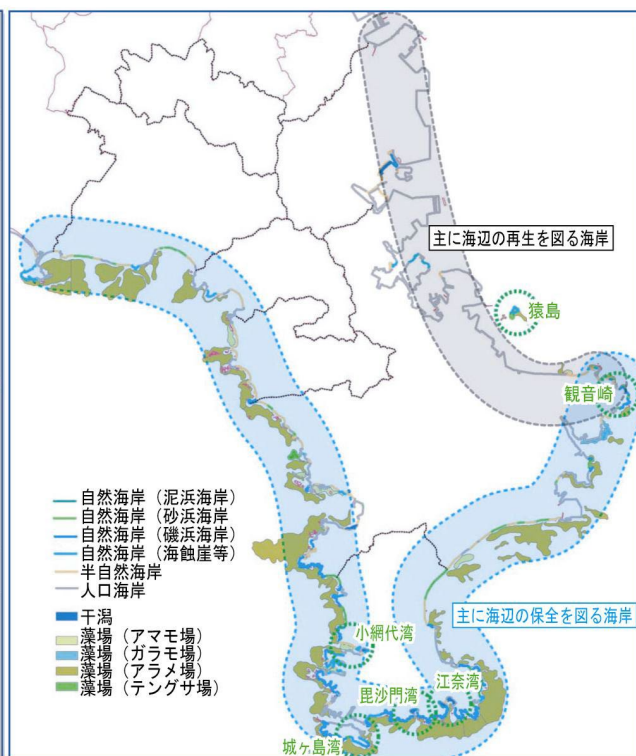
イ 三浦半島公園圏構想

横須賀市を含む三浦半島一帯のみどりについては、平成 18 年（2006 年）に「行政や事業者、市民活動団体や地域住民、さらに三浦半島への来訪者の方々が一体となって、地域づくりに取り組んでいくための基本方針」として、三浦半島公園圏構想（神奈川県）が策定されました。三浦半島の住民が快適に暮らせることはもちろん、首都圏や海外からも多くの人々が訪れ、楽しみ、癒され、満足できるよう、三浦半島全体を魅力ある公園のような空間（公園圏）としていくことを目指しています。

このように、今後はみどりを単に行政区域だけでなく、広域的なつながりを視野に入れて保全や再生、創出していくことが大切になっています。



樹林地の保全などの関連図



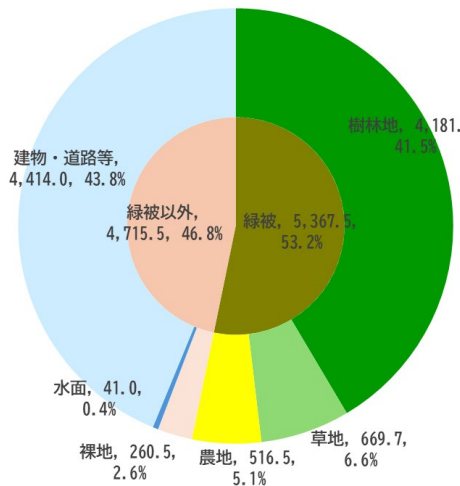
自然海岸の保全などの関連図

出典：三浦半島公園圏構想（神奈川県）

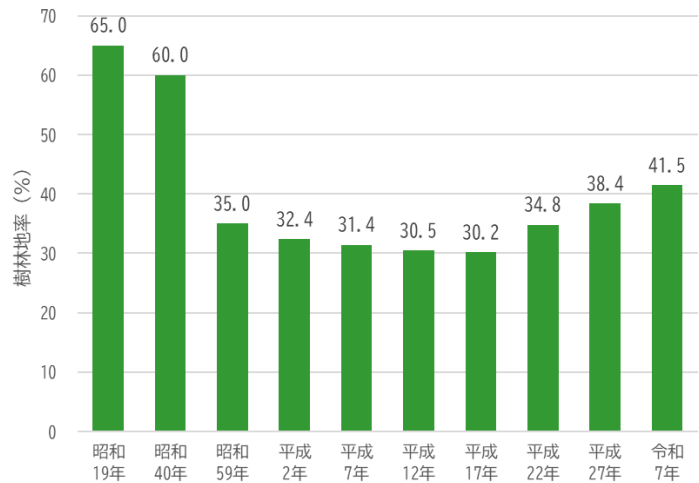
緑被に関する数値や図は令和 7 年度調査の暫定結果です。
確定次第、数値・図等を更新します。

2) みどりの現状と経年変化

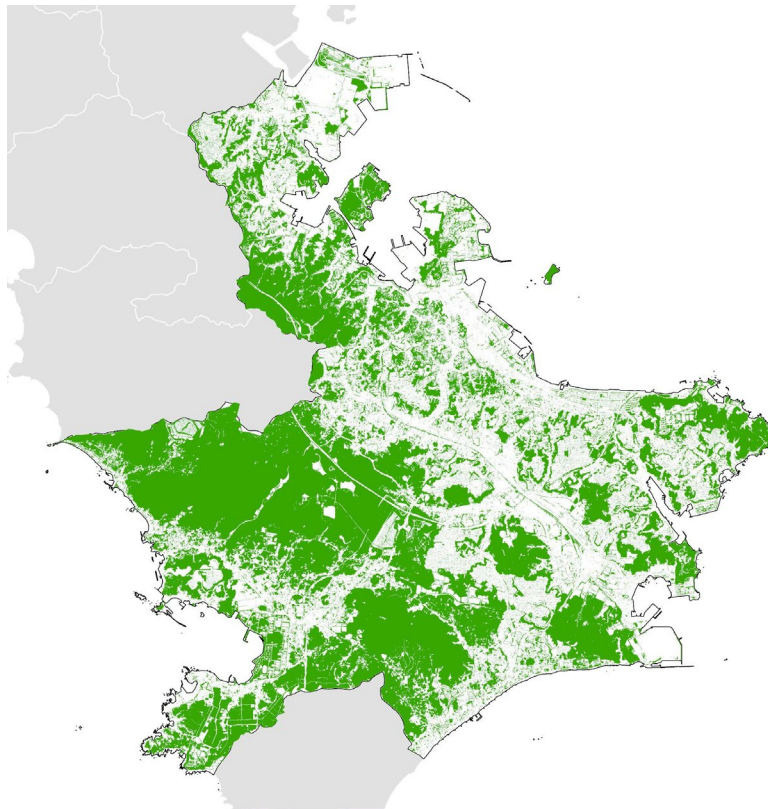
本市の樹林地、草地、田畑等の緑被率は、53.2%です（令和 7 年調査時点）。緑被の内訳としては、その約 7 割が樹林地であり、次いで草地、農地が占めます。市内の樹林地は昭和 40 年（1965 年）から昭和 59 年（1984 年）にかけて、戦後の高度経済成長期における住宅開発等により大きく減少しましたが、平成 22 年（2010 年）以降は増加傾向にあります。近年の樹林地率の増加は解析精度の向上が主因ですが、平成 9 年（1997 年）に「緑の基本計画」を策定し、みどりの保全を図るとともに自然環境に配慮した宅地開発を進めたことも寄与していると考えられます。



横須賀市全域における
緑被等の構成比

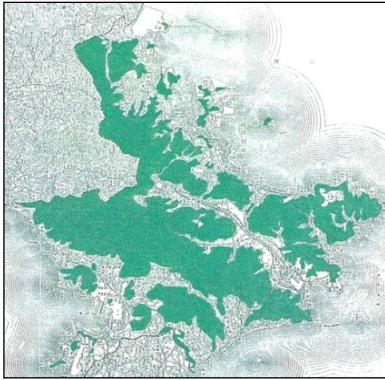


樹林地率の経年変化

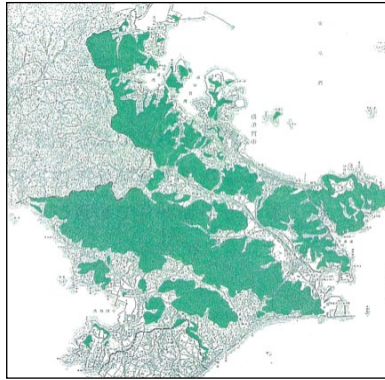


令和 7 度調査時点の緑被率

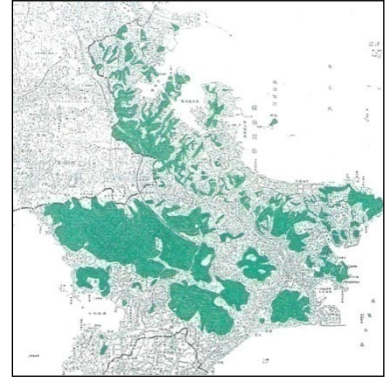
緑被に関する数値や図は令和7年度調査の暫定結果です。
確定次第、数値・図等を更新します。



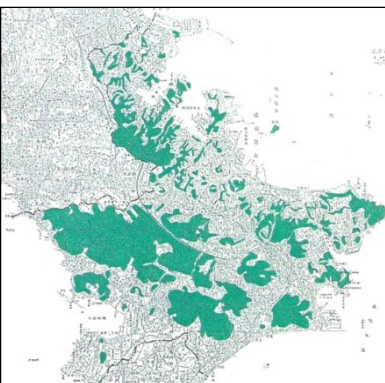
昭和19年 (樹林地率: 65.0%)
(緑被率: データなし)



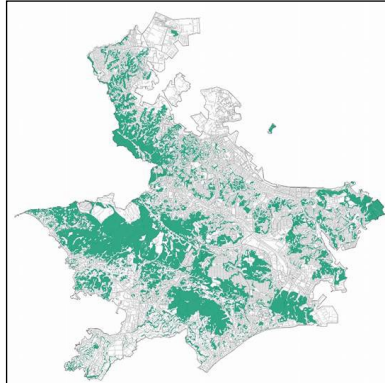
昭和40年 (樹林地率: 60.0%)
(緑被率: データなし)



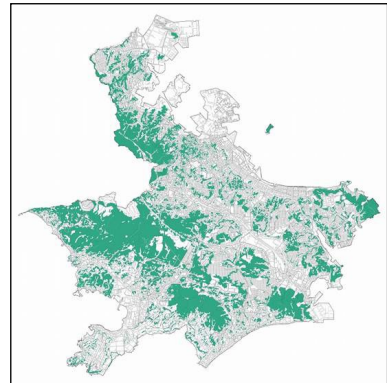
昭和59年 (樹林地率: 35.0%)
(緑被率: 50.3%)



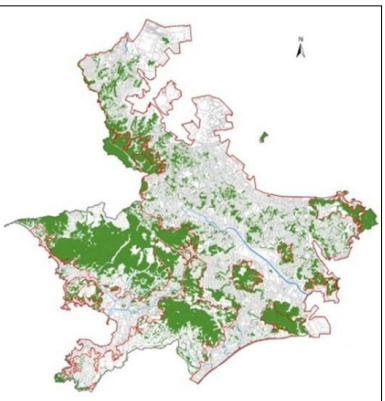
平成2年 (樹林地率: 32.4%)
(緑被率: 48.9%)



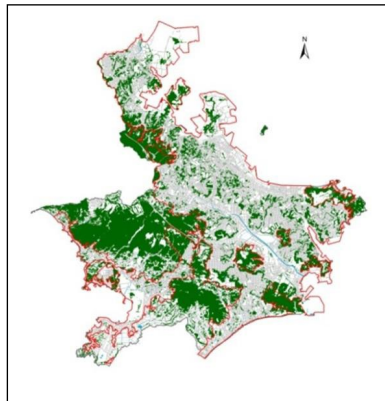
平成7年 (樹林地率: 31.4%)
(緑被率: 41.6%)



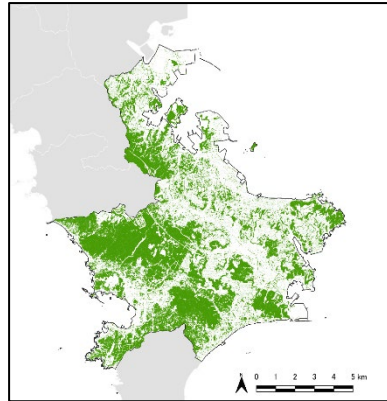
平成12年 (樹林地率: 30.5%)
(緑被率: 44.8%)



平成17年 (樹林地率: 30.2%)
(緑被率: 40.8%)



平成22年 (樹林地率: 34.8%)
(緑被率: 53.8%)



平成27年 (樹林地率: 38.4%)
(緑被率: 54.5%)

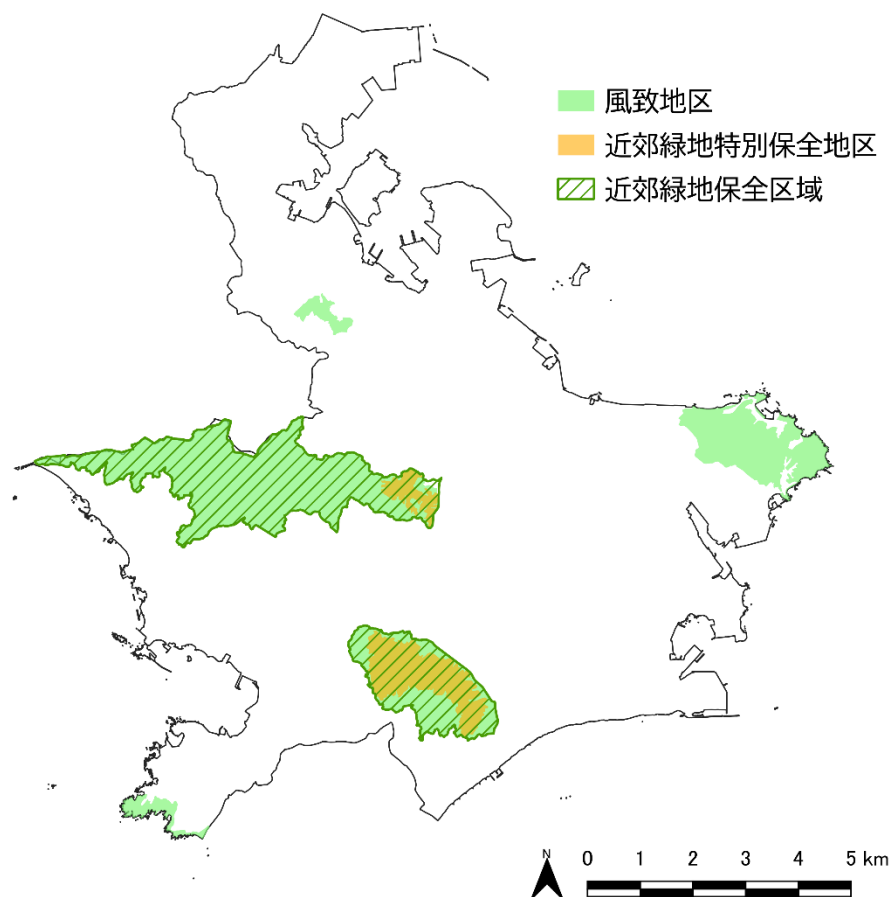
※平成22年以降の調査は精度を高めた(500㎡以上→1㎡以上)ことにより、その対象が広がり(街路樹や家庭の庭木も対象)、結果として数値が高まっています。

3) 風致地区・近郊緑地保全区域

本市のまとまりのあるみどりでは、風致地区や近郊緑地保全区域の指定によって保全されている地域があります。風致地区は、都市の中の風致を維持するため、樹林地や丘陵地、水辺地等の良好な自然環境を保持している区域や史跡、寺社仏閣等がある地域、良好な住環境を維持している地区等を指します。都市計画法に基づく地区で、本市では5地区1,355.7haが指定されています。

近郊緑地保全区域は首都圏近郊緑地保全法に基づき、大都市圏に存在する良好な緑地を保全するための区域で、本市では2地区1,012haが指定されています。近郊緑地保全区域のうち、2地区244haは、特に良好な自然環境を形成している区域として近郊緑地特別保全地区に指定されています。

今後、これらの良好なみどりの保全を継続していくとともに、活用手法の可能性について検討していく必要があります。特に、良好な自然環境を有し、周辺地域の重要な景観を形成している区域では、近郊緑地特別保全地区への指定も含めたさらなる保全が求められます。



風致地区・近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の現況

(2) 樹林地

本市は市内の面積の約 35%を森林が占めています。市内の樹林地は、かつては薪炭林として人々に利用されてきた広葉樹の二次林が主ですが、エネルギー革命以降人々の利用はほとんどなくなりました。その結果、林内は大径木化や下層植生の衰退が進み、土砂の流出や生物多様性の損失等、樹林地の荒廃が進行しています。樹林地の荒廃によって、斜面林等では環境保全機能が低下し、土砂災害の危険性が高まっていると考えられます。

こうした状況を踏まえ、本市では武山近郊緑地特別保全地区の一部で試験的に樹林地の管理を行い、樹林地が持つ機能を向上させるための整備方法や効果を検証する「樹林地管理モデル事業」を令和5年度（2023年度）から実施しています。今後、樹林地管理モデル事業で得られた整備効果や課題を基に、本市における樹林地の整備方針を検討し、樹林地の機能を維持、増進させるための整備を進めていく必要があります。



荒廃が進む市内の樹林地



樹林地管理モデル事業の施業前（左）と施業後（右）の様子

(3) 都市公園

本市における都市公園（県立公園含む）は、542カ所、約696.1ha（令和6年度末現在）です。横須賀市では、令和4年（2022年）に今後の都市公園行政の方向性を示した「横須賀市都市公園の整備・管理の方針」を策定し、効果的かつ効率的な公園の整備、管理を目指しています。

令和5年（2023年）には長井海の手公園（ソレイユの丘）をPark-PFIを活用してリニューアルオープンしたほか、横浜F・マリノスと連携した久里浜1丁目公園（F・Marinos Sports Park）を供用開始する等、集客や地域活性化を目指した公園づくりを進めています。

一方で、供用開始後の経年変化による施設等の老朽化や利用者層の変化に伴うニーズの変化への対応が課題となっています。これらの課題に対応するため、遊具等を計画的に更新するため「公園施設長寿命化計画」の推進に基づく計画的な遊具等の更新や、利用者のニーズに合わせた公園機能の再編が必要になります。

課題の解決に必要な事項

まちづくりへの貢献

利用者等ニーズの反映

防災力の強化

基本方針

基本方針①

公園をまちづくりの担い手として活用する

【趣旨】

みどりの量を維持した上で、公園の多機能性を最大限引き出すことにより、まちや地域の活性化に貢献する

【説明】

まちづくりの拠点として、周辺施設と連携した管理、運営の推進や、市民活動の場としてコミュニティ、健康づくり、学び等の場の提供を推進する

基本方針②

ニーズをカタチにして公園を使いこなす

【趣旨】

公園づくりにおいて、利用者等の意見を取り入れ、ニーズに応えることで公園をより活用していく

【説明】

従来の公園運営の枠に捉われない公園のポテンシャルの活性化や、情報技術の活用、公園ごとの機能の集約、選択による活用を推進する

基本方針③

地域の防災力を高める

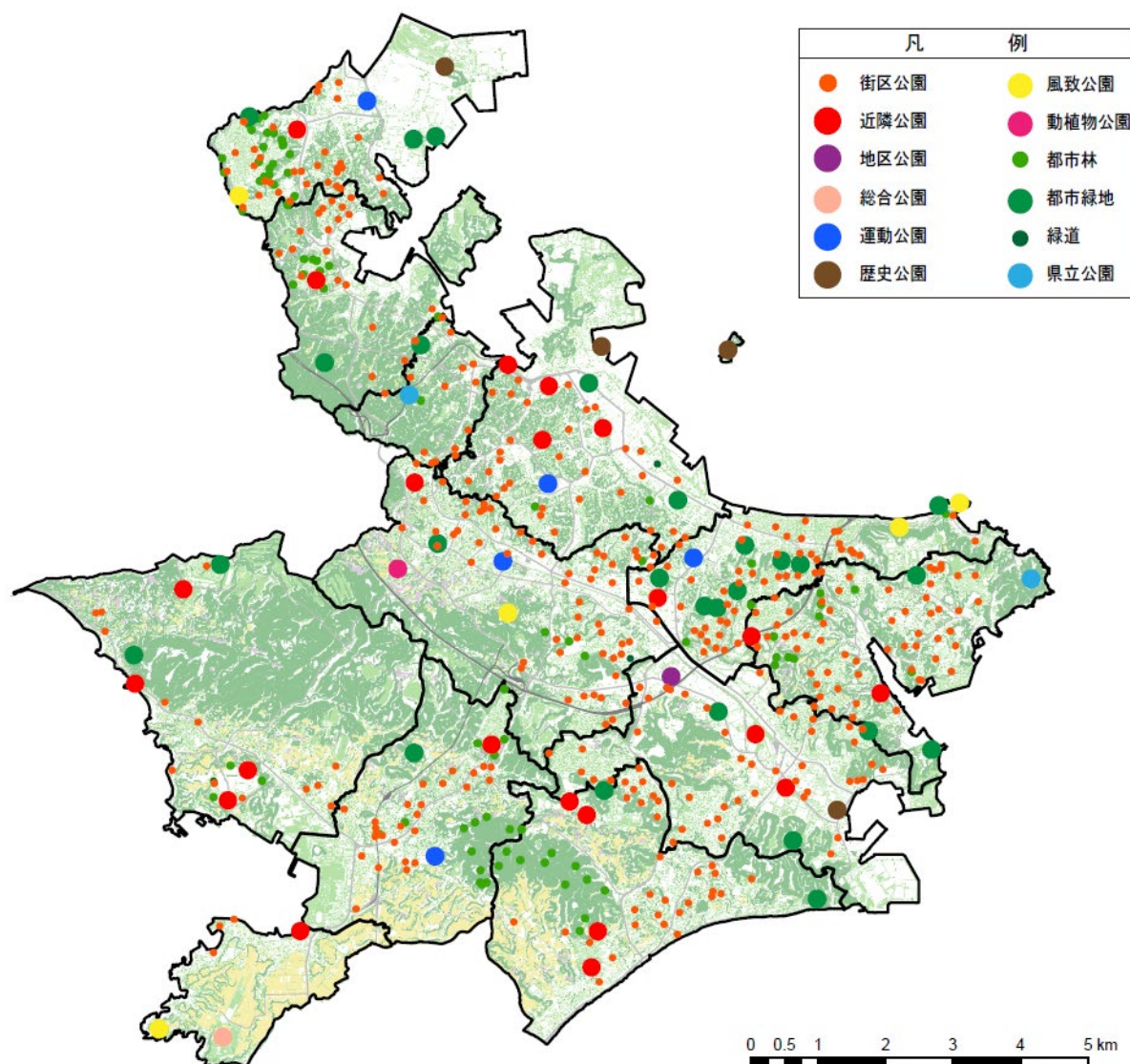
【趣旨】

激甚化する災害に対応するため、公園の安全性を高めるとともに、災害時に必要となる場所として貢献する

【説明】

平常時における安全対策の強化と植物管理の推進、災害発生時における公園利用者の避難場所としての機能強化を推進する

「横須賀市都市公園の整備・管理の方針」の基本方針



横須賀市の公園配置図（出典：横須賀市都市公園の整備・管理の方針）



長井海の手公園（ソレイユの丘）

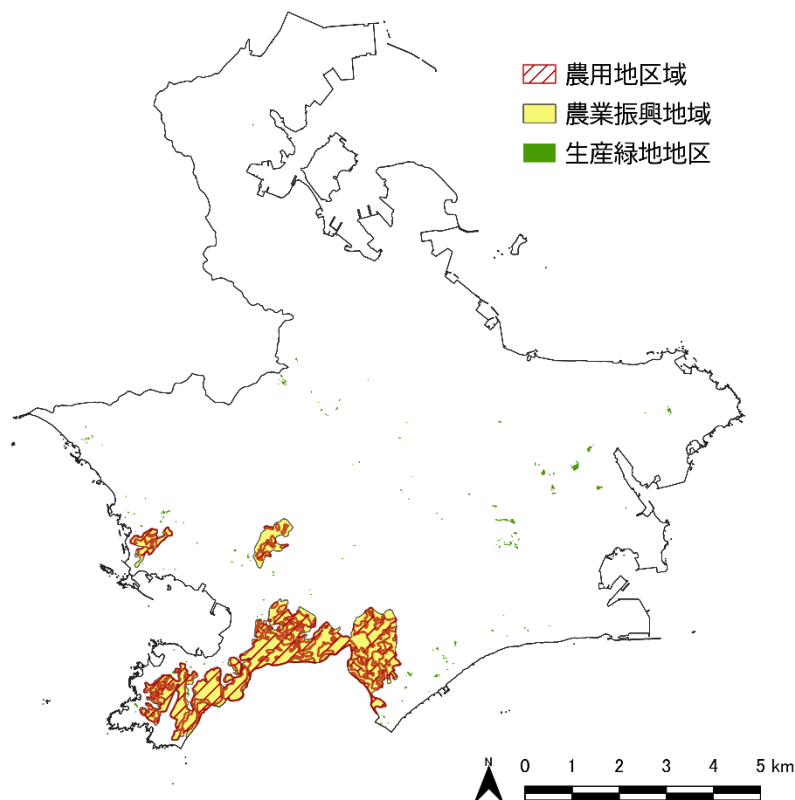


久里浜1丁目公園（F・Marinos Sports Park）

（４）農地・里山環境

農地は本市の南部を中心に広がっています。農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づいて指定された農用地区域は約 332.1ha です。また、生産緑地法に基づいて都市計画に決定された生産緑地は 159カ所 23.8ha で、市内の各地に点在しています。

本市の里山は、戦後の都市開発や生活様式の変化等によって減少しました。現在は、野比かがみ田緑地や長坂緑地等で里山環境の再生活動を実施しています。この2つの里山環境では、生物多様性の確保や環境教育の観点から、保全と活用を続けています。今後も里山環境では、こうした保全、活用の取組みを継続していくことが求められます。



農地及び生産緑地の現況



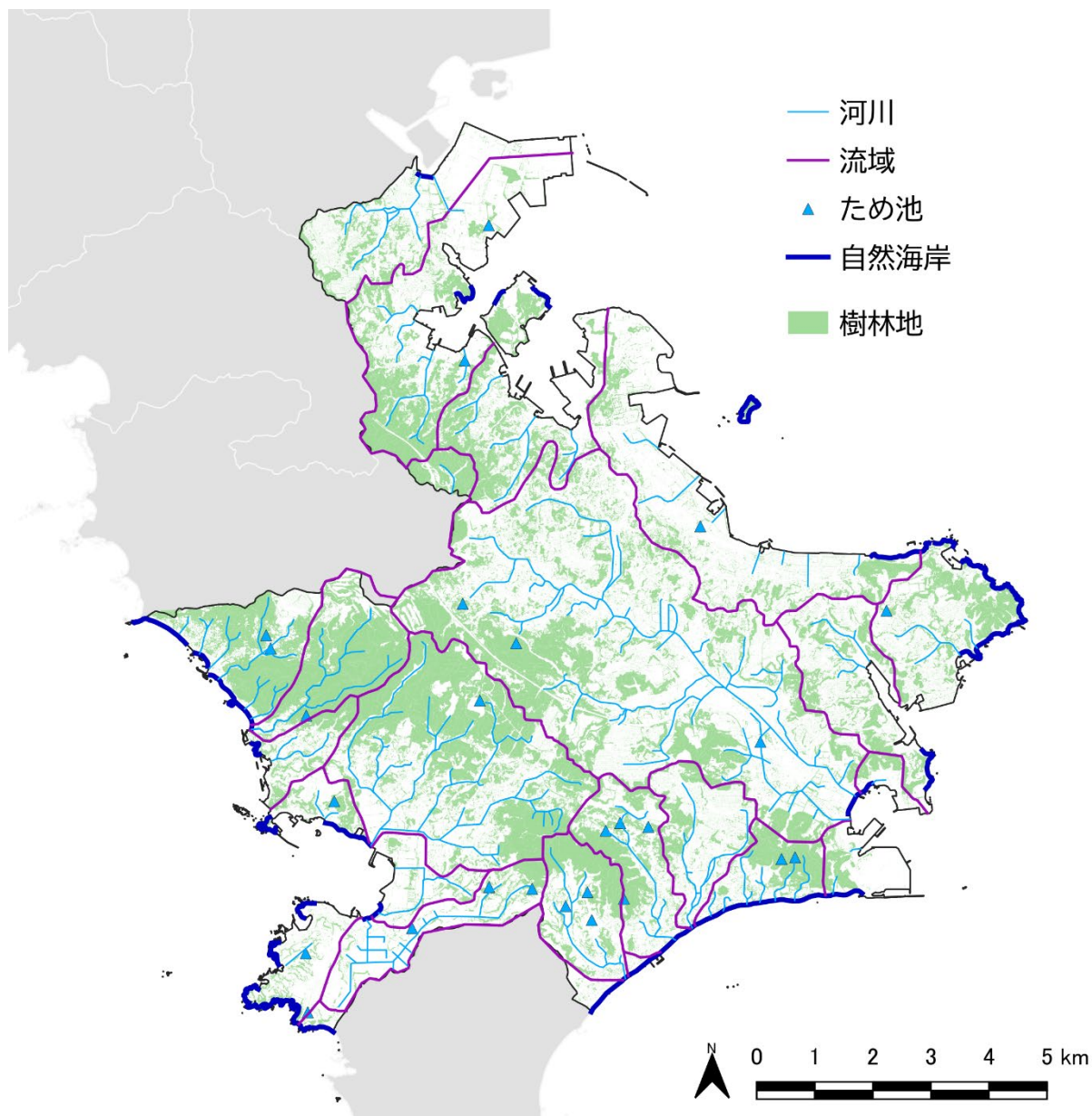
里山環境を再生した野比かがみ田緑地

(5) 水系及び流域等

本市には、23 水系、37 河川、約 50km の河川があります。これらの主な河川の流域を含め、25 の流域に区分できます。

河川は、延長が 5 km にも満たない小さなものが大半です。また、自然が比較的残されているのは、前田川や関根川の中流域、松越川や荻野川の上流域等に限られています。河川の上流域には、樹林地の管理不足による倒木等が発生している場所もあり、適切な管理の検討が必要となっています。自然海岸は、砂浜や岩礁、干潟等様々な形態のものがみられます。しかし、砂浜は海岸浸食による砂の流出のため、年々、減少しています。

ため池は、水田の減少に伴う水資源の利用低下により、水面がみられない状態のものが存在します。



水系及び流域等